市民委員を募集

総合計画検討懇談会

現在、市では、平成24年度から28年度までの5年間を計画期間とする第4次八幡市総合計画後期基本計画に基づき、まちづくりを推進しています。

後期基本計画の進行管理を行うにあたり、意見等をいただく第三者機関として、総合計画検討懇談会を新たに設置します。

この懇談会に参加し、意見や提言をいただく市民委員を募集します。

▽対象者　市内在住・在勤・在学者で満75歳未満。

※市が設置している他の審議会等の市民公募委員は除く。

▽募集人数　1人

▽任期等　委嘱日から5年。任期中、委員として年1回程度、平日の昼間（半日）に開催予定の懇談会に出席していただきます。

▽応募方法　「あなたの想う八幡市の将来像」をテーマにした800字以内の小論文に住所、氏名、生年月日、性別、電話番号を記入のうえ、（〒614・8501市役所）政策推進課へ郵送または直接提出。

※提出された小論文は返却できません。

▽締め切り　3月18日(月)必着

▽選考　小論文審査による

▽選任時期　4月（予定）

◆問い合わせ　政策推進課

障がい者自立支援協議会

市が設置する「八幡市障がい者自立支援協議会」の委員を募集します。

同協議会は、相談支援事業や障がい者福祉について意見交換を行います。

【募集要領】

▽対象者　市内在住で障がい福祉に関心がある満75歳未満の人

※市が設置している他の審議会等の市民公募委員は除く。

▽募集人数　2人

▽任期等　選任した日から平成27年3月31日まで。任期中、委員として年3回程度、平日の昼間に開催予定の全体会議と随時開催される専門部会に出席していただきます。

▽応募方法　応募用紙（障がい福祉課に設置）に必要事項を記入し、「八幡市における障がい福祉の課題や意見」をテーマに800字以内の小論文を添えて（〒614・8501市役所）障がい福祉課へ郵送または直接提出。

※提出された応募書類は返却できません。

▽締め切り　3月15日(金)必着

▽選考等　応募書類による書類選考。結果は応募者全員に文書で通知します。

◆問い合わせ　障がい福祉課

どーも 市長の堀口です

2月17日、八幡市子ども会議に招かれ、本市の未来を担う子どもたちから提言をいただきました。

提言は、小・中・高校生の委員32人が4つのグループに分かれ、まちをよくするために、討議や調査活動の結果をまとめたものです。

災害時に役立つ防災マップをエコバッグ等に印刷するアイデア、ホタルが住めるきれいな川にする計画、交通ルールを守り事故を防ぐ方策など具体的な提案がありました。

更に、地域振興策として考案した八幡の特産品タケノコを使った「やわ筍プディング」を当日試食しました。とてもおいしいものでした。

議論し、調査するなかで具体的なものとして提言をすることは、委員の皆さんが思っている以上にレベルが高い行為である旨、感想を述べました。

子どもたちの素直な思いに応えられる知恵を持たなければと思うとともに、予算化も視野に入れなくてはと思ったひと時でした。

3月1日(金)～7日(木)
平成25年春季全国火災予防運動

「消すまでは　出ない 行かない 離れない」
（平成24年度全国統一防火標語）

春先は空気が乾燥していることに加え、季節風が強いことから、火災が発生しやすくなります。火の取り扱いには十分注意しましょう。

市では、市民の皆さんに防火に対する意識を一層高めていただくために、3月1日（金）の午前7時30分から8時30分まで、京阪八幡市駅と橋本駅で、市防火推進連絡会、市消防団、市女性防火推進隊、市自主防災推進協議会、市危険物安全協会の皆さんと一緒に街頭広報を行います。

＊　＊　＊

住宅火災 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣

・寝タバコは、絶対やめる。

・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎製品を使用する。

・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。

・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

お出かけ前やお休み前に、もう一度、火の元の点検をしましょう

文化財を火災から守る

2月12日、石清水八幡宮の本殿付近の林から出火し、負傷者が出たとの想定で、市消防職員と石清水八幡宮の神職が合同で総合防火訓練を行いました。

石清水八幡宮は、昭和22年2月12日の火災で社務所が焼け、貴重な文化財を失いました。その教訓から毎年2月12日前後に市消防職員と合同で防火訓練を行っています。

住宅用火災警報器を設置しましょう

すべての住宅に住宅用火災警報器（火災警報器）の設置が義務付けられています。

火災警報器は、火災で発生する煙や熱を感知し警報するため、火災の早期発見に効果絶大。初期消火や通報等の行動が早まり、火災の被害軽減につながります。

あなたと家族の大切な命を守る火災警報器を必ず設置しましょう。

また、定期的にテストボタンを押して、警報器が正常に作動するか確認してください。

火災・救急統計

消防本部 ☎981-4119

平成25年1月		昨年同月
火災出動	1件	1件
火災以外の出動	15件	18件
救急出動	281件	321件
搬送人員	268人	307人

優良消防団員を表彰

2月10日、京都府知事消防定例表彰式で、次のとおり優良消防団員が表彰されました（敬称略）。

永年勤続功労章

第1分団長　山本　斉

精励章

第1分団第2部

部長　中村　政夫

第3分団第2部

部長　豊田　博之

第3分団第1部

班長　木村　佳嗣

第1分団第4部

団員　村田　收

◆問い合わせ　消防本部総務課

◆問い合わせ　消防本部予防課